郵送による資格確認書・資格情報のお知らせ再交付申請のしかた

国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせを紛失、汚損等した場合の再交付の申請については、郵送でも受け付けております。

書類の不備や不足により受付できない場合は、書類をお返しすることがあります。

マイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となりました。郵送による本人確認にも「身元確認」が必要です。

新しい資格確認書、資格情報のお知らせは不備や不足等がなければ、届出後、1 週間から 10 日程度で世帯主の方あてに特定記録郵便で郵送いたします。

① 届出人の身元確認書類のコピー（有効期間内のものに限ります）

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 在留カード

等から一点

※顔写真付きの公的証明書がない場合は、次のいずれか二点

資格確認書、年金手帳、介護保険証、各種医療受給者証　等

② 「国民健康保険　資格確認書交付申請書」 または 「国民健康保険　資格情報のお知らせ交付申請書」

HP でダウンロードしたものか、窓口で配布しているものをご利用ください

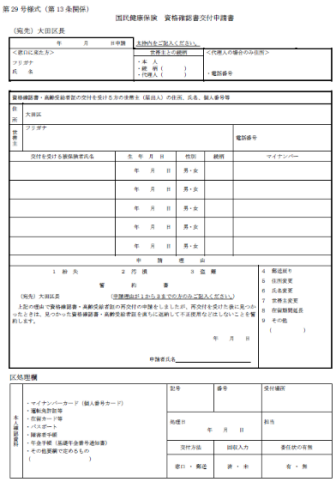

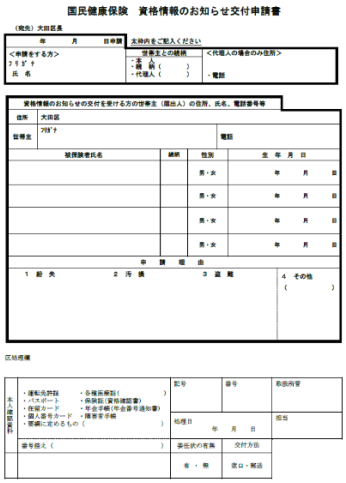

以上①～②を下記の宛先にお送りください。

個人情報を含む書類のため、特定記録郵便または簡易書留での郵送をお勧めします。

切手

〒１４４－８６２１
大田区蒲田５－１３－１４
大田区役所
国保年金課　国保資格係　行